

随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府立男女共同参画・青少年センター昇降機設備改修工事

理由

本工事は、大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）の各階に停止する昇降機設備1、2、3、4号機について制御盤等の改修を行うものです。

本工事は、昇降機の主要な骨組みやレールなど、既設機器を活用しながら昇降機を改修することから、施工にあたっては、当該昇降機の内部構造を熟知している必要があります。また他の製造者では互換性がなく、昇降機の安全確保が図れないことから、当該昇降機の製造者である日本エレベーター製造株式会社大阪営業所以外に施工することが出来ません。

以上の理由から、日本エレベーター製造株式会社大阪営業所から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約することとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴収を省略するものです。